

小都市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 5 月 策定

平成 28 年 12 月 改正

平成 30 年 7 月 改正

令和 2 年 4 月 改正

令和 3 年 4 月 改正

令和 4 年 4 月 改正

小都市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「小都市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「小都市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・ 小都市小学校長会 | ・ 小都市中学校長会 |
| ・ 福岡県久留米県土整備事務所 | ・ 小郡警察署 |
| ・ 小都市経営政策部防災安全課 | ・ 小都市教育委員会教育部教育総務課 |
| ・ 小都市都市建設部都市整備課 | |

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



（2）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小・中学校を3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、合同点検を実施します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- ・実施時期は、夏休み期間中に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小・中学校ごとに、学校、道路管理者、警察等が参加する合同点検を行います。

（3）対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、路肩のカラー舗装や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

（5）対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。